

地方独立行政法人長野県立病院機構 役員報酬等の支給基準案について

病院事業局

○役員報酬等に関する法律の規定

地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 ①特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、②これを設立団体の長に届け出るとともに、①公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 ③設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

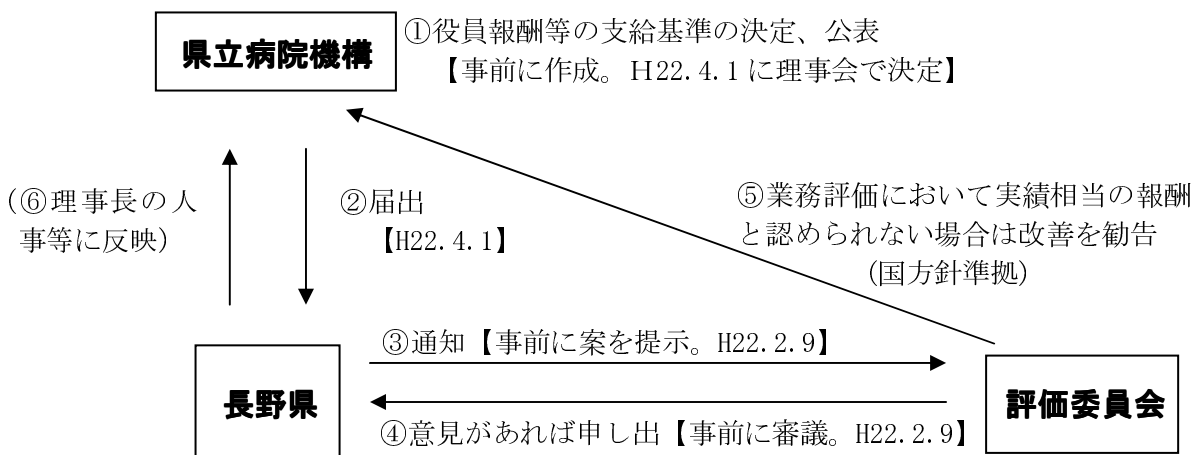
2 ④評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(参考) 今回の役員報酬等の支給基準の決定手続き



1 理事長・副理事長報酬

(単位：円)

役職名	例月報酬				賞与	
	基本給	地域手当	理事長手当	副理事長手当	支給額	計算式
理事長	850,000	127,500	212,500		2,785,875	(基本給+地域手当) ×2.85月
副理事長	250,000	3,750		106,250	507,500	(基本給+地域手当) ×2.0月

※ 別に通勤手当（実費）を支給する。

※ 地域手当は、基本給の1.5%（医師は15%）

※ 理事長手当は、基本給の25%。副理事長手当は、理事長手当の1/2

2 非常勤役員

(単位：円)

役職名	報酬日額
理事・監事	30,000

※ 別に旅費（実費）を支給する。

※ この報酬は、病院職員である理事には支給しない。

3 役員退職手当

役職名	退職手当計算式等
理事長	基本給 × 在職月数 × 1/12
副理事長 理事・監事	支給しない

※ 在職期間のうち1月未満の端数は切り捨て